箕面市図書館システム
機器更新に係るICタグ機器
仕様書

令和３年７月

箕面市

子ども未来創造局中央図書館

１．名称
　　箕面市図書館システム機器更新に係るICタグ機器

２．納入期限
　　令和４年２月25日（金）

３．納入場所
　　以下のとおり
　・箕面市立中央図書館内（箕面市箕面５丁目11番23号）
　・箕面市立桜ヶ丘図書館内（箕面市桜ヶ丘４丁目19番３号）
　・箕面市立西南図書館内（箕面市半町４丁目６番39号）
　・箕面市立小野原図書館内（箕面市小野原西５丁目２番36号）
　・箕面市立萱野中央人権文化センター「らいとぴあ21」内
　　（箕面市萱野１丁目19番４号）

４．目的
　本件に係るICタグ機器は、図書館資料に貼付されたICタグ情報を読み取り/書き込むためのものである。図書館システムとの連携や安定稼働を条件とする。

５．実施要件
　１）基本要件
　　（ア）本仕様書の条件を満たすこと。
　　（イ）本件の範囲は、物品の納入までとし、その後のキッティング作業（ソフトウェアのインストール、各種設定、動作確認等）は本件の範囲に含まない。ただし、納入した物品の不具合、故障などの場合において、受注業者が図書館からの連絡を受け、一次切り分けを行った上で必要な保守対応を行うこと。
　　（ウ）物品の仕様を遵守し、履行する上で必要となるすべての諸経費は受注業者の負担とする。
　　（エ）納入先への物品納入作業の工程及び日程表を事前に提出し、箕面市立中央図書館と調整をはかること。
　　（オ）物品の納入については、所定の位置に速やかに行うとともに、物品の納入には細心の注意を払うこと。物品納入作業において、万一設備等を破損させた場合は、受注業者の負担により現状復旧を行うこと。
　　（カ）箕面市立中央図書館又は箕面市立中央図書館が指定する者の立ち会いの上で引き渡しをすること。
　　（キ）受注業者は、納入した物品に問題がある場合は、速やかに交換すること

とし、責任をもって解決できる体制があることを条件とする。

（ク）前記の各項に関し、または前記以外に必要な事項が生じた場合は、箕面市立中央図書館と協議すること。また、契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈によるものとする。

２）納入物品の要件

別紙のとおり